

スマートウェルネスコミュニケーション協議会 規約（案）

平成27年7月2日制定

スマートウェルネスコミュニケーション協議会（以下「本協議会」という。）の会員は、我が国における活力ある健康長寿社会（以下「スマートウェルネスコミュニケーション」という。）の実現を目指し、本規約に則り、産官学一体となって本協議会を運営するものとする。

総則

（名称・定義）

第1条 本協議会は、スマートウェルネスコミュニケーション協議会と称する。
なお、スマートウェルネスコミュニケーションとは、全国各地域のコミュニケーションにおいて、健康長寿に資する総合的な情報が、健康づくり無関心層も含めた多様なニーズを持つ全国民に届けられ、自律的にニーズに合った健康づくりを選択でき、継続しやすい社会システムのことを意味する。

第2章 目的及び事業

（目的）

第2条 本協議会は、スマートウェルネスコミュニケーションの実現に貢献するため、産官学一体となって、国民の自律的な健康づくりの促進および継続、意欲の増進に資する新たな社会システムや制度を設計し、新技術の開発や社会イノベーションの実現を推進する母体となることを目的とする。

（事業）

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行うこととする。

- (1) スマートウェルネスコミュニケーションに関するビジョンの策定
 - (2) スマートウェルネスコミュニケーションへの推進施策・ロードマップの策定
 - (3) スマートウェルネスコミュニケーションに関する情報収集・各種調査・研究
 - (4) スマートウェルネスコミュニケーションに関する官民ニーズや取組の集約
 - (5) 国民のヘルスリテラシーの向上に資する情報発信のためのシンポジウム、セミナーの実施
 - (6) その他、本協議会の目的達成に資する事業
- 2 本協議会は、発足後3年を目途に上記事業に関する成果を出すことを目指す。その後

の本協議会の活動については、総務会で協議し、総会において決議することとする。

第3章 幹事・役員

(幹事の種類、定数及び選出)

第4条 本協議会は、幹事15名程度を置く。

2 幹事は、会員の中から総会にて選任する。但し、初年度においては設立総会において選任する。会員の種別は問わず、いずれも幹事となる資格を有するものとする。

(会長・役員の種類、定数及び選出)

第5条 幹事は、その組織に所属する役員・社員等の中から幹事役員を1名指名し、総会において報告する。なお、幹事が企業の場合、その親会社等に所属する役員・社員を幹事役員に指名することができ、幹事が個人の場合には幹事自身が幹事役員となる。

2 幹事役員は、その組織に所属する役員・社員等の中から、総務会に出席する総務会幹事を1名指名し、事務局に連絡する。幹事役員が個人の場合は、幹事役員が総務会幹事となることとし、この場合事務局への連絡は不要とする。

3 幹事役員の中から、総務会にて会長及び副会長を1名ずつ選任する。但し、初年度においては、会長及び副会長は設立総会において選任する。

(職務)

第6条 会長は、本協議会を代表し、業務を統括する。

2 幹事は、総務会幹事をもつて総務会の構成員とし、協議会の運営に関する重要事項について審議する。

(任期)

第7条 会長、副会長の任期は3年、幹事の任期は1年とし、それぞれ再任を妨げない。ただし、任期満了後、新たに会長、副会長及び幹事が選任されるまでは、引き続きその職務を行う。

2 会長、副会長、幹事役員又は総務会幹事が、その属する企業又は団体に於いて本協議会の役員を交代する事由が生じた場合は、事務局に届け出るものとし、その日付をもって本協議会の役職を辞任したものとする。

3 幹事が退任する場合、事務局に届け出ることとし、その日付を持って本協議会の役職を辞任したものとする。

(後任)

第 8 条 前条第 2 項の場合、当該企業、団体等の後任者は、前任者の本協議会における役職を継承するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

2 前条第 3 項の場合、総務会で協議し、会員の中から幹事の後任を選任し、会員に通知する。後任の任期は前任者の残任期間とする。なお、総務会での協議の結果後任を選任しないことも可能とする。但し、幹事は10名を下回らないこととする。

(報酬)

第 9 条 本協議会の会長、副会長、幹事、幹事役員、幹事会幹事はいずれも無報酬とする。

第 4 章 組織

(発起人)

第 10 条 本協議会は、本協議会の目的に賛同する発起人の総意に基づき発足する。
2. 発起人はその互選により発起人幹事を定める。
3. 発起人は次条に定める設立総会終了後、事務局の判断により第 18 条第 2 項に定める種別に従つて本協議会の会員となる。

(設立総会)

第 11 条 本協議会の発足年度は、発起人幹事の召集により、設立総会を開催する。議長は発起人幹事が務めるものとする。
2. 設立総会は、初年度の会長、副会長、幹事及び事務局の選任、幹事役員、事業計画などに関する報告を行う。
3. 設立総会の議決は、出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(総会)

第 12 条 総会は会長が招集し、その議長となる。
2 総会は、原則として年 1 回開催し、事業計画、事業活動などについて報告を行い、また幹事及び事務局の選任を行う。
3 総会は、会員の過半数の出席をもつて成立する。
4 総会の議決は、出席者の過半数をもつて決定するものとし、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(総務会)

第13条 総務会は、必要に応じて会長又は事務局が招集し（本条において総務会を招集した会長又は事務局を以下「招集者」という。）、その議長となる。

2 総務会は、会長及び総務会幹事（以下「総務会構成員」という。）をもって構成する。アドバイザリーボード及びオブザーバーも参加することができます。

3 総務会は、本協議会の事業計画、事業報告、合同会及び分科会の設置及び廃止、会员からの提案等、運営に関する重要な事項を審議決定する。

4 総務会は、総務会構成員の過半数の出席をもって成立する。その際、代理出席を妨げない。

5 総務会の議決は、総務会構成員のうち出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは、議長の決するところとする。

6 第4項にかかわらず、総務会は、招集者が総務会構成員に書面又は電子メールを送付することにより成立させることができる。この場合、当該書面又は電子メールには、審議事項および議決権行使期限、その他総務会構成員が審議事項を判断するために必要な情報を記載しなければならない。

7 前項の場合、総務会構成員は、議決権行使期限までに招集者に対し書面又は電子メールを送付することにより議決権を行使することができます。総務会の議決は、議決権行使期限までに行使された議決権の過半数をもって決定するものとし、可否同数の場合は議長の決するところとする。

（合同会）

第14条 本協議会は、必要に応じて合同会を一組織のみ設置することができる。合同会は総務会の決定によって設置される。

2. 合同会は、分科会に参加する会員の役職員等が参加し、分科会の検討結果の共有、共通する課題や方針の検討等を行う。

3. 合同会は、リーダー1名及び副リーダー5名程度を設置し、参加会員において自主運営することとする。なお、リーダー及び副リーダーは、幹事の役員・社員より優先して選出する。

（分科会）

第15条 本協議会は必要に応じて複数の分科会を設置する事ができる。分科会は総務会の決定によって設置される。

2 分科会は、それらの目的に対して意欲ある会員から構成される。

3 分科会への所属を希望する会員は、事務局に対して申請を行う。所属可否の判断は、総務会において行うものとする。

4 各分科会においては、必要に応じ、総務会の承認を得て、サブ分科会を設置することができる。

5. 各分科会は、座長 1 名及び副座長 5 名程度を任命し、参加会員において自主運営することとする。なお、座長及び副座長は、幹事の役員・社員より優先して選出する。

(中間報告会)

第 16 条 事業年度中に、本協議会の事業活動について中間報告会を開催することとする。中間報告会は、事務局が運営を行い、合同会・分科会の代表者が中心となり活動報告を行うものとする。

(事務局)

第 17 条 本協議会の業務を遂行するため、事務局と事務局長を設置する。

2 事務局は、総会において幹事から選任することとし、任期は 1 年とし、必要に応じて会長の職務を代行する。

3 事務局長は、会長が事務局の役職員の中から最大 2 名選出し、事務局を統括する。

4 事務局および事務局長は無報酬とする。

(情報の伝達)

第 18 条 事務局は各種伝達手法により、会員、アドバイザリーボード及びオブザーバーへ本協議会の活動状況を伝達する。

第 5 章 会員

(種別)

第 19 条 本協議会は、スマートウェルネスコミュニティに関連し、その実現に向けた取り組みに貢献する意志のある企業、団体、個人等を会員とする。

2 会員は本会員と準会員の会員種別から構成され、会員種別の分類は、入会申請書等に基づき事務局が判断する。

会員種別

(1) 本会員

- | | |
|-------|-------------------|
| ・会員 A | 資本金 3 億円以上の企業 |
| ・会員 B | 資本金 3 億円未満の企業 |
| ・会員 C | 非営利目的で運営される法人・団体等 |
| ・会員 D | 自治体 |

- ・有識者会員 有識者として、会長もしくは総務会の推薦の下、総務会の合意により参加する団体、個人
- (2) 準会員 非営利目的で運営される法人・団体等で、会長もしくは総務会で推薦の下、総務会の合意により参加する団体・個人

3 会員は、原則本邦の企業、団体、個人等とし、健康増進に関する取り組み実績、協議会に対する貢献意欲などを踏まえ、総務会で入会の可否を審議し、判断することとする。

4 会員は、本規則及び総務会の決議事項を遵守しなければならない。

5 会員は、その会員種別に問わらず、等しく本協議会の事業活動に参画することができる。

6 会員は、本協議会の事業活動について、総務会に対して要望を提案することができる。

7 準会員は、本協議会の事業活動に参画することができるが、総会での投票権、幹事資格はないものとする。

(入会)

第20条 入会を希望するものは、入会申込書（帳票1）を事務局に提出する。

2 入会申込み後、総務会による承認までの間は、事務局の承認を得て、「仮会員」として本協議会の活動に出席・傍聴できる。

(退会・除名)

第21条 退会を希望する会員は、退会申込書（帳票2）を事務局に提出し、退会することができる。

2 会員が会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しない場合は、退会したものとみなす。

3 会員の立場を利用し本協議会の信用を著しく害した場合は、総務会の決定によって、会員を除名することができる。

(アドバイザリーボード)

第22条 アドバイザリーボードは、その知見、専門性が本協議会の活動に有意義と認められる者で構成する。

2 アドバイザリーボードの構成員は、総務会が選定する。アドバイザリーボードの構成員の中から1名代表者を設置することができる。

3 アドバイザリーボードは、総会、総務会、合同会、分科会等に必要に応じて参加し、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができるものとする。

(オブザーバー)

第23条 本協議会にオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、厚生労働省（オブザーバー代表機関）、内閣官房、総務省、経済産業省、文部科学省、国土交通省等の各政府機関・関係公的機関とし、その参加が本協議会の活動に有意義と認められるものを会長が委嘱する。

3 オブザーバーは、総会、総務会、合同会、分科会等に必要に応じて参加し、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができるものとする。

第6章 会計

(事業年度)

第24条 本協議会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第25条 会員は毎年度総務会で別途定める額を会費として納入する。

2 会費の請求・管理など会費に係る事務については、事務局が行うことができる。

3 第18条の規定により、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費は返還しない。

(活動費)

第26条 本協議会の活動費は、会費をもってこれに充てる。

(事業計画及び収支予算)

第27条 本協議会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日から3か月以内に総務会の承認を受け、その後開催される総会において報告をするものとする。但し、初年度の事業計画及び収支予算については、設立総会において承認するものとする。

2 前項の規定による総務会の承認を得た事業計画及び収支予算を変更する場合は、総務会で決議する。

(事業報告及び決算)

第27条 本協議会の事業報告及び決算については、総務会の承認を受けなければならない。

第7章 規約の改正、解散、実施細則

(規約の改正)

第28条 本規約は、総務会の決議により改正することができる。

(解散)

第29条 本協議会は、総務会の決議により解散することができる。

2 解散した場合、残余財産は総務会の決議に従い処分する。解散時点において、第18条の規定により、その資格を喪失した会員に対しては、残余財産の配分は行わないものとする。

(実施細則)

第30条 本規約の実施に関して必要な事項は、総務会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

本規約は、本協議会設立の日（平成27年7月2日）から施行する。